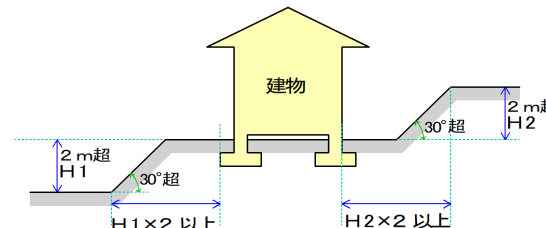


○規制のある区域

建築協定	桜井市、宇陀市、磯城郡、高市郡、宇陀郡、吉野郡では建築協定はありません。
土砂災害警戒区域	桜井市、宇陀市、高市郡、宇陀郡、吉野郡では一部土砂災害警戒区域に入ります。(奈良県HP「 http://www.pref.nara.jp/item/207325.htm 」で確認できます。)
宅地造成等工事規制区域	桜井市、宇陀市、吉野町、大淀町、下市町では一部宅地造成等工事規制区域に入ります。(詳細は窓口で確認してください。)
造成宅地防災区域	奈良県内では造成宅地防災区域はありません。
地区計画	桜井市、宇陀市、田原本町、川西町、吉野町、大淀町では地区計画を定めています。(詳細は各市町の担当窓口で確認してください。)
特別用途地区	明日香村では一部特別用途地区(第一種低層住居専用地域内)があります。(詳細は明日香村の総合政策課で確認してください。)
風致地区	桜井市では一部風致地区に入ります。また、明日香村は全域が風致地区に入ります。(詳細は各市村の担当窓口で確認してください。)
伝統的建造物群保存地区	宇陀市では松山保存地区があります。(詳細は市の担当窓口で確認してください。)
歴史的風土保存地区	明日香村では全域が歴史的風土保存地区に入ります。(詳細は村の総合政策課で確認してください。)
景観計画区域	奈良県内は全域景観計画区域に入ります。(規制内容は、奈良県の景観・自然環境課で確認してください。) (ただし、桜井市、明日香村は景観行政団体になっており、奈良県とは規制が異なりますので、各市村の担当課で確認してください。)

○建築基準法関係の基準

道路関係 (建基法第42条)	桜井市・宇陀市・磯城郡・高市郡・吉野郡の建築基準法上の道路種別は、中和土木事務所建築課の窓口で確認してください。	
積雪関係(垂直積雪量) (建基法令第36条第3項) (建基法施行細則第20条)	0.3m	桜井市、磯城郡、高市郡、吉野郡(吉野町、大淀町、下市町に限る。)のうち、標高が220m以下の区域
	0.4m	宇陀市(旧榛原町及び旧室生村の区域に限る。)、吉野郡(下北山村及び東吉野村に限る。)のうち、標高が330m以下の区域
	0.5m	宇陀市(旧榛原町及び旧室生村の区域を除く。)、宇陀郡曾爾村及び吉野郡(黒滝村、上北山村及び川上村に限る。)のうち、標高が440m以下の区域
	0.6m	宇陀郡御杖村のうち、標高が550m以下の区域
	0.7m	吉野郡天川村のうち、標高が660m以下の区域
	その他の区域は、敷地の標高をメートルで表した数値に0.0009を乗じた数値に0.21を加えた数値(当該数値に小数点以下第1位未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。)	
風関係 (建基法令第87条第2項)	<p>地表面粗度区分について、奈良県ではⅠ及びⅣの区域は定めていません。</p> <p>基準風速(V_0)は、桜井市・宇陀市・磯城郡・高市郡の地域「32」、吉野郡・宇陀郡の地域「34」</p>	
がけに近接する建築物 (奈良県建基法施行条例第3条)	<p>高さが2mを超えるがけに近接する建築物は、がけの上のものにあつてはがけの下端から、がけの下のものにあつてはがけの上端からそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。 ただし、次のいずれかに該当する建築物には適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開発許可又は宅造許可を受けた土地における建築物 ② 建築基準法の検査済証の交付を受けた擁壁が設置されたがけに近接する建築物 ③ 擁壁の設置、がけの土質の状況等により建築物の安全上支障がない土地における建築物 	



※橿原市の建築基準法に関する規制及び基準は橿原市建築安全推進課にお問い合わせください。

この表は参考です。詳細は法令等をご確認ください。